

行政

information

新規就農者を支援します

問 農政課（☎65-6522）

○青年就農給付金の対象者を募集

独立・自営就農する農業者に対し、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を給付します。

給付は半年ごとで、平成26年度上期（9月給付予定）分の新規対象者を今回募集します。

【主な応募資格・要件】

- ①農業経営を開始してから5年以内で、独立・自営就農時の年齢が45歳未満の人
- ②「人・農地プラン」で中心となる経営体として位置づけられているか、位置づけが確実と見込まれていること
- ③前年度の総所得が250万円未満（就農以前の所得は除く）

【募集期間】 7月15日（火）まで

※今期以降の希望者を把握するため、募集期間終了後も随時相談ください。

【応募方法】

下記の申請窓口で聞き取り調査を受け、応募資格等の確認を行ったうえで、給付申請手続きをしてください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問合せ先・申請窓口
農政課〈東別館2階〉
☎65—6522
北部振興局産業振興課
☎82—5902

○新規就農者への補助を増額

新規就農に要する経費に対し、その費用の一部を補助します。最長3年間、年間最大50万円に増額しました。申請は随時受付けています。

【主な応募資格・要件】

- ①市内で独立・自営就農する55歳未満の人
- ②農業従事日数が年間150日以上見込まれること
- ③農業経営を開始してから5年以内であること

【補助対象経費】

- ①研修に要する経費（旅費、負担金、教材費等）
- ②生産に要する経費（小作料、農用資材、経理用備品等）
- ③生活に要する経費（家賃）

【補助額】

補助対象経費の1/2（上限50万円）

行政

information

遊休農地の活用に対する補助を始めました

問 農政課（☎65-6522）

遊休農地の解消と拡大防止を図るため、米の生産調整の長期化や農業従事者の高齢化などを理由に遊休化している農地を、再生・活用する持続的な取組みに対して補助金を交付します。

【補助対象となる活動】

- ①地域の取組みに対する支援（取組面積・10アール以上）
- ・農作物栽培に不向きな遊休農地の草刈り等を行い、景観作物を作付し、農村風景を保全する活動
- ・獣害対策の緩衝帯となるような立地にある遊休農地を、年間2回以上草刈りし、獣害対策に貢献する活動

- ②個人の取組みに対する支援（取組面積・10アール以上）

遊休農地において草刈りや耕うん等を行い、農作物（主食用水稲は除く）または花きを作付し、販売する活動



問合せ先・申請窓口
農政課〈東別館2階〉
☎65-6522
北部振興局産業振興課
☎82-5902

※遊休農地とは、過去3年以上作付けされず、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない状態の農地

※自己所有地ならびに「中山間地域等直接支払交付金」、「多面的機能支払交付金（まるごと）」の交付対象となっている農地は、補助対象になりません。

行政

information

軽自動車税の減免申請を受けけます

問 税務課（☎65-6508）

次の①または②に該当する人が、4月1日現在で原動機付自転車・軽自動車・2輪の小型自動車等を登録している場合は、軽自動車税の減免が受けられます。

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしょうがい程度が一定以上の本人
- ②満18歳未満の身体しょうがい者、知的しょうがい者、精神しょうがい者と生計をとにする人

この他に、所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前に問合わせください。また、適用は1人につき1台のため、普通車で自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免対象にはなりません。

【受付期間】

5月7日（水）～5月26日（月）

※減免申請された場合でも軽自動車税納税通知書を送付します。減免の承認通知が届くまで納付せず、保管してください。

行政

information

一日年金相談所をご利用ください

問 彦根年金事務所（☎0749-231116）

年金事務所では、次の日程で一日年金相談所（予約制）を開催します。

【とき】 5月15日（木）
7月17日（木）

【時間】 10時～16時（両日とも）

【ところ】 長浜市社会福祉協議会
長浜センター（高田町）

【申込み】 下記予約専用電話で申込みください。

※相談日の1か月前から受付

予約専用電話

彦根年金事務所

☎0749-2315489

（平日8時30分～17時15分）
※予約専用電話では、予約以外の用件はお受けできません。

行政

information

地域密着型サービス施設整備運営事業者を募集します

問 高齢福祉介護課（☎65-7789）

「地域密着型サービス」は、高齢者が中重度の要介護状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活が継続できるように創設された介護保険のサービスです。

利用者と職員が身近でなじみの関係が築けるよう、小規模な施設となつていることが特徴で、市が指定・指導監督を行います。

市では、「第5期介護保険事業計画」に基づいてサービスの整備を進めており、平成26年度に開設する事業者を募集します。

応募手続きは、右記担当課へ電話予約のうえ来庁ください。詳しくは、担当課または市ホームページでご確認ください。

【募集期間】

6月6日（金）まで

【受付時間】

平日9時～16時30分

募集事業（サービス）		募集数	定員	指定圏域	備 考
《介護予防含む》	認知症対応型通所介護	2	12人以下	うち1か所は、東部、北部圏域のいずれか	○西部圏域…長浜地区 ○南部圏域…西黒田・神田地区 ○東部圏域…南郷里・北郷里地区 ○北部圏域…神照地区 ※1 共用型は、市内でグループホームを開設（予定）している事業者で、介護サービス事業の運営を3年以上行っている事業者に限ります。 原則、平成26年度中に施設整備を完了するものとします。
	認知症対応型通所介護（共用型）※1	2	3人以下	市全域	
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1	9人以下	西部、南部、東部、北部圏域のいずれか	
	小規模多機能型居宅介護	2	25人以下	うち1か所は西部、南部、東部、北部、浅井、びわ、虎姫圏域のいずれか	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1	—	市全域	
複合型サービス		1	25人以下	市全域	